

岡崎市議会議長 様

支出番号

10

会派名

民政クラブ

代表者名

柴田 敏光



下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動旅行報告書

令和 2年 3月27日提出

活動年月日	令和 2年 1月 29日 (水) ~ 令和 2年 1月 30日 (木)	
氏名	鈴木英樹、井村伸幸、井町圭孝	
用務先 及び 内容	1 1月 29日	用務先 東京都八王子市 内容 八王子市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例化について
	2 1月 30日	用務先 埼玉県川口市 内容 自転車安全利用条例について
	3 月 日	用務先 内容
	4 月 日	用務先 内容
	備考	



● 政務活動視察調査報告書 (No.468)

委員会・会派名	内田実、中根武彦、小木曾智洋、鈴木静男、杉浦久直 鈴木英樹、井村伸幸、井町圭孝 報告者：井町圭孝
視察日時	令和2年1月29日(水)
視察先・概要	東京都八王子市 保健部生活衛生課 ・人口 577,513人 ・面積 186.38km ² ・世帯数 256,231世帯 ・人口密度 2,962.30人/km ²
視察内容	『八王子市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例』について
選定理由(目的)	八王子市の民泊対応について学ぶ。
岡崎市の現状と課題	岡崎市でも民泊届け出施設はあるものの、条例の整備には至っていない。
視察概要及び評価	<p>1. 八王子市の民泊事業(条例)の特徴</p> <p>(1)住宅宿泊事業法の制定を受け、市民の生活環境の悪化を防止するため、平成30年3月に条例を制定</p> <p>(2)条例の主な内容は</p> <p>①近隣住民への周知及びその報告</p> <p>②廃棄物等の適正な処理の義務付け</p> <p>③届出住宅の公表等</p> <p>(3)現在25件が営業中</p> <p>(4)営業日数は、法で定める180日以内とし、区域・期間の制限は行わない。 (民泊事業をする区域、民泊事業できる期間の制限なし)</p> <p>(5)もともとあるホテルや旅館は支援していく方向で、民泊推進ではなく、規制型の条例としている。</p> <p>(6)民泊は市民の生活を悪化させる可能性があるため、一定の規制を設けている。 ただし、過度の規制は法の趣旨に反するため、期間と区域は規制していない。</p> <p>(7)ガイドライン・手引きを作成し、市民に周知しているが、提出書類が多く、手間もかかることから民泊をやりたい人にとっては足かせになっている。</p> <p>(8)担当部署は保健所が担当</p> <p>(9)条例制定前に市民モニターにアンケートを実施 生活環境の悪化を心配する意見(67%)がある反面、未利用の空き部屋を活用できる(51%)というメリットを上げる意見もあった。 また、9割の方が民泊には何らかの規制が必要と考えていた。</p> <p>(10)条例制定後の苦情は、ゴミ出し、騒音に関するもの他、宿泊者と不審者の区別ができない、災害用備蓄品は宿泊者にも提供しなければならないのかといったものが寄せられた。(件数は少ない)</p> <p>2. 現在の課題、今後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届け出書類が多いため、事業開始の準備に時間と労力がかかってしまう。 (職員も大変) ⇒申請時提出書類の簡素化 ・営業に必要な標識を掲示していない施設がある ⇒届出施設の巡回指導の強化 ・2か月に1階提出する実績報告がされていない施設が多い ⇒講習会の実施(衛生管理及び事業者の責務の確認)

本市への反映
(意見・課題など)

訪問した八王子市保
健所の前で



【井町】

法律ができていないため条例が無くても民泊営業は可能。

インバウンドなどで民泊利用者が増加し、岡崎市でも民泊届出住宅が増えてくると、問題が出てくるかもしれないが、今のところ大きな問題にはなっていないと認識している。

岡崎市は観光産業を大きくする方向で動いているが、特に外国人観光客の宿泊者を増やすためには、民泊届出住宅の登録件数は大きな要素になると思われる。

民泊に関する条例が岡崎市でも必要かどうか、作るならどのような規制を盛り込むかなど政策研究会の中で揉んでいくべきと考える。

【鈴木】

国においては、オリンピック・パラリンピックやインバウンドにより訪れる方に対し、宿泊施設を確保するため、平成 29 年6月に「住宅宿泊事業(いわゆる民泊)」が制定されました。

本市においても、数件の事業主が住宅宿泊事業を行っています。その状況において、インバウンドで訪れた方に対して、今後民泊に関する条例整備の必要性の有無を調査しました。





その結果、保健所が進める宿泊に関する衛生面の規制や既存の旅業を守るための「規制型」と、観光課などが進める宿泊施設の促進を図るための「推進型」があり、そのバランスをとる必要性があることを確認しました。そして、期間や区域、ごみ等の分別など詳細に定める場合は、法の定めのない部分の補完をするために、下位規定である条例制定の必要性が高まると認識しました。また、行政側としては何か発生した場合の拠り所にもなることも判りました。

しかし、罰金や罰則の規定においては法に準ずる形となっていることから、本市の現在の民泊規模においては、法に基ずく処置が可能と考えることから、条例制定までの取り組みは必要ないと判断しました。今後、状況変化がある場合には、調査研究を進めていきたいと考えます。

【井村】

八王子市では既存の旅業を「支援」していく方向性を取っていること、また、市民の生活環境を悪化させる可能性があることから一定の規制は必要としつつ、過度の規制は法の趣旨に反することから期間と区域は規制しないという点で市民に理解されている。条例制定前に行ったアンケートの中には未利用の空き部屋を活用できるという前向きな回答の多く見られたようで、本市においても中山間地域含め空き家の有効活用の参考にできるのではと感じた。

●政務活動視察報告書 (No.469)

委員会・会派名	(民政クラブ) 鈴木英樹、井村伸幸、井町圭孝 (記) 鈴木英樹 (自民清風会) 内田実、中根武彦、小木曾智洋、鈴木静男、杉浦久長
視察日時	令和2年1月30日(木) 午前10時00分～
視察先・概要	埼玉県川口市 ・人口：565,506人 ・世帯数：260,093世帯 ・面積：61.95km ² ・特記事項：県の南端部に位置する県内有数の都市で、荒川を隔てて東京に接している利便性を活かしてまちづくりが進められている。そのため、昼夜間比率は81.95%で公共交通や自転車等を活用して首都圏へ通勤する状況がうかがえる。
視察内容	自転車の安全安心に関する条例について
選定理由(目的)	今後本市において、自転車の安全利用に関する条例の整備を進めるため、最近施行(平成30年4月)された川口市の条例について、条例内容やその効果・課題などを調査するため。
<p>視察概要及び評価 <視察の様子></p>  <p>対応理事者 交通安全対策課 課長 丸山様 交通教育係 課長補佐 岩下様 主事 山田様 主事補 吉田様 議会事務局議事課 課長 小林様</p> <p><視察メンバー></p>  <p><調査の様子></p>  	<p>●条例制定の経緯と背景について</p> <p>(1)「埼玉県自転車の安全利用の促進に関する条例」について</p> <p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日：平成24年4月1日から <p>②主な条例内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、自転車利用者、事業者、関係団体の責務 ・県民に対する自転車交通安全教育 ・児童及び生徒に対する自転車交通安全教育 ※学校の長等は、児童生徒の発達段階に応じた自転車交通安全教育を行う ・高齢者に対する自転車交通安全教育 ・自動車等の運転免許を受けた者に対する自転車交通安全教育 ※県は、免許の更新時などを活用した自転車交通安全教育を行う ・自転車損害保険等への加入 ※自転車利用者(未成年者を除く。)は自転車損害保険等(保険)に加入しなければならない ※保護者は、監護する未成年者の自転車の利用に係る保険に加入しなければならない ※事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る保険に加入しなければならない ※自転車の貸付け業者は、貸付けに使用する自転車の利用に係る保険に加入しなければならない <p>・自転車損害保険等に関する情報提供等</p> <p>・啓発活動及び広報活動</p> <p>・自転車小売業者による自転車購入者に対する助言等</p> <p>・自転車安全利用指導員 ※自転車の交通安全教育、安全利用に関する広報啓発など自転車の安全利用の促進を図るため、知事が委嘱 ※自転車利用者に対する交通事故防止のための指導、助言</p> <p>・自転車安全利用の日(毎月10日)</p> <p>・道路環境の整備</p> <p>(2)「川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例」について</p> <p>①経緯と背景</p> <p>自転車に関する事故の割合は人身事故全体の29.9%(H28 下図参照)を占め</p>

ており、県よりも高い割合で合った。そこで、「市・市民・自転車利用者、事業者及び関係団体の責務」を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する施策（交通安全教育及び広報啓発活動等）について、より具体的に定めることによって、さらなる自転車の安全利用の促進を図るために制定する。

● 県と市の人身事故死傷者数の推移

死傷者数		H28	H29	H30	R1(H31)
県	総数	147	171	165	129
	自転車乗車	33	32	50	33
	構成(%)	23.9	24.4	24.3	23.5
市	総数	11	12	9	9
	自転車乗車	3	2	5	4
	構成率(%)	29.9	30.8	30.6	30.0

② 条例の特徴

- ・市、関係団体の責務を明確にして具体的な施策を明記する。
- ・警察と関係機関や学校長等との連携の明確化と具体的な施策を明記する。

● 市民への条例内容の周知について

- (1) 埼玉県において5月が「自転車月間」となっている。平成30年5月に「川口市自転車安全利用の集い」を開催し400人が来場する。(発生費用30万円)
- (2) 広報・啓発活動
 - ・市ホームページ
 - ・広報紙、交通安全啓発チラシ(一般、中高生、高齢者、保護者、事業者向け)、壁新聞
 - ・街頭活動、啓発活動
 - ・交通安全教室における周知 など

● 市民の声(評価・要望)について

- (1) 評価
 - ・自転車のマナーの悪さや危険行為について、年に数件の苦情がある。
 - ・交通安全教室を実施した学校等からは、「とても理解しやすかった」「交通ルールを守ろうと思う」等の声をいただいている。
- (2) 要望
 - ・警察による自転車の取り締まりの強化。
 - ・車道の右側通行や歩道の危険運転が散見されるため、自転車レーン等の増設。

● 現在の課題と今後の展開について

- (1) 課題
 - ・高齢者に対する交通安全教育の拡充
 - ・ヘルメット着用や反射材活用の促進
 - ・外国人に対する「日本の交通ルール」の周知
 - ・自転車レーン等を含めた道路環境の整備
- (2) 今後の展開

将来を見据えた子供たちへの教育、交通死亡事故に占める割合が高い高齢者への教育は、あらゆる機会を捉えて継続した取り組みが必要。今後も、警察及び関係団体等との連携・協力して自転車安全教育や街頭活動、道路環境の整備等の施策に取り組む。

● Q&A

Q1:「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」との違いは何か?

	<p>A1：「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」で定められていない市の責務を定めるほか、「幼児に対する自転車の交通安全教育」や「学校長などによる保護者への啓発」、「夕方の前照灯の店頭」、「高齢者のヘルメット着用」について定めている。また、市が実施する自転車の安全な利用に関する施策（交通安全教育や広報・啓発活動など）について、より具体的に定めることで、さらなる自転車の安全利用の促進を図る。</p> <p>Q2：条例制定時に議会の反応は？</p> <p>A2：一般質問にて条例の必要性はあった。結果、自転車による死傷者数が約30%を占める状況を説明して条例制定に結び付けた。</p> <p>Q3：「交通安全啓発チラシ」を階層別に行っているが、ポイントをどこに絞っているのか？</p> <p>A3：「一般」には、斜め横断の危険性など「歩行中」や大人が見本となってもらうための「自転車のマナー」などを掲載。「中高生」には、自転車利用が高いため、自転車の通行空間などの危険性や、反射材の活用などを掲載。「高齢者」には、事故に合わないよう、「歩行時」「自転車乗車時」の注意点を掲載。「小学生」には、小学校4年生から免許による許可制度対象になるため、自転車事故事例から、加害者側としての注意点（使い方によっては凶器になる）を掲載。「保護者」には、自転車による子どもたちの送迎での安全利用（抱っこ紐の禁止、転んだ時のリスクなど）や、小学校入学時期には通学路において子供の目線（110cm）で危険な個所の確認。</p> <p>Q4：交通安全教育を実施するに当たっての留意点は？</p> <p>A4：地域性があるため、各地域の声を確認し学校区単位の教育を推進している。</p>
<p>本市への反映 (意見・課題など)</p>	<p>【鈴木英樹】 調査結果、保険加入の促進と教育長の責務については、埼玉県の条例に定められており、その内容に基づくものとしていました。また、市としては、責務として市・関係団体、連携としては警察や関係機関と教育長等が定められていました。そのことにより、行政の安全教育や生徒や子どもたちへの指導は学校長へ、そして取り締まりは警察と各所管が行うべき取り組みが明確となりました。それが、条例制定した効果と感じました。川口市は、条例施行前にも交通安全教育や小学校の児童に対しては免許制度を設けるなどの取り組みを進めていました。今回条例を制定することにより、さらに高齢者への教育の拡充や自転車レーン等の道路環境整備がしやすい状況にある事も確認できました。今回調査したことから、本市が条例制定する場合は、県条例も未整備のため、条例制定の必要性と保険加入の促進、市等の責務、自転車レーン等の道路環境整備などについては条例に反映しなければいけないことが明確となりました。</p> <p>【井村伸幸】 川口市では交通事故の死亡率が近年、埼玉県よりも上回っており、中でも自転車に関する事故が人身事故全体の約3割を占めている。そこで、自転車に関する事故を減少させることが市の交通事故の死亡率低下につながることから、自転車安全利用条例を制定している。川口市の自転車安全利用条例の特長は、学校長の責務として児童生徒に交通安全教育および保護者に対し安全利用について理解を深めるための啓発を行うよう定めていること。また、保護者に対しても監護する児童に自転車の交通安全教育をするように努めるように定めている点であり、これらにより、制定前に比べ各学校毎の交通安全教室の開催頻度が上がってきたとのことだった。</p>

また、市民の交通安全意識を向上させるための啓発事業として、チラシ（壁新聞）を「小学生」「中高生」「一般・高齢者」「幼児の保護者」の各年代向けに年4回発行している。同じ交通安全でも各年代で着眼点はことなることから、一律な安全啓発チラシではなく、各年代毎での発行にしているとのことだった。

加えて、プロのスタントマンにより、交通事故をリアルに再現させた『スケアード・ストレイト教室』を中学校では年に5回実施しており、交通安全に対する意識向上にもつながっている。

本市にはまだ自転車の安全利用についての条例はないが、全国的に自転車事故において被害者となるケースだけでなく加害者になるケースも増えてきていることから、保険加入の促進も含め、条例制定の必要性を強く感じた。

【井町圭孝】

幼少期からその保護者を含めた教育の実施、そして学校長の責務も条例に盛り込み、学校での教育にも力を入れている。安全教育を継続することで効果がだんだんと出てくることが期待できる。また、教育アイテムとして世代別の啓発チラシ（壁新聞）を作成している。新聞作りは大変な作業になるが、非常に読み取る側に市の思いが届きやすいものになっていると感じた。

条例を作ることで、安全教育活動も増えているし、警察や諸団体との連携もより図れているようである。

現在岡崎市には自転車の安全利用に関する条例はなく、市も制定する考えがないことから、事故を減少させるためにも2期生の政策研究会中心に議員提案を視野に入れて条例づくりに動いていきたい。